

第7回

日本法令の国際発信の推進に向けた 官民戦略会議 議事録

- 第1 日 時 令和8年1月22日（木）自 午前10時30分
至 午前11時39分
- 第2 場 所 法務省小会議室（オンライン会議）
- 第3 議 題
- 1 法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」に対する対応状況等について
 - 2 令和9年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について

議 事

○岡田官房付 それでは、まだおそろいでない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議第7回会議を始めさせていただきます。

今回から本会議の庶務を担当いたします、法務省大臣官房付の岡田と申します。本日はよろしく願いいたします。

初めに、本日の発言方法について御説明させていただきます。

御発言される際ですけれども、パソコンの方は、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。挙手ボタンが使えない場合には、画面上で見えるように手を挙げていただきますようお願いいたします。

続きまして、新たに本会議の構成員になられました皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

まず、内閣府対日直接投資推進室長、彦田尚毅様でございます。

続きまして、法務省大臣官房司法法制部長、内野宗揮でございます。なお、内野は所用により欠席のため、本日の会議には、法務省大臣官房司法法制部司法法制課長、神渡が代理で出席しております。

新規構成員の御紹介は以上でございます。

なお、本日は、欧州ビジネス協会の山田香織様及び日米法学会のダニエル・フット様が所用により御欠席されております。そのほか、内閣官房内閣審議官、西山英将様が所用により御欠席のため内閣参事官の堀様に、内閣府知的財産戦略推進事務局、守山宏道様が所用により御欠席のため参事官の清水様に、外務省国際法局、中村和彦様が所用により御欠席のため国際裁判対策室長の水野様に、それぞれ代理で御出席いただいております。また、関係者といたしまして独立行政法人日本貿易振興機構イノベーション部長、中島丈雄様に御出席いただいております。

続きまして、本日の配布資料についてでございます。

事前に委員の皆様には資料1から資料3のほか、参考資料1から参考資料8を送付しております。御不足等ございませんでしょうか。もしございましたら、お知らせいただけますと幸いです。よろしいでしょうか。

それでは、以後の議事の進行につきましては、阿部座長をお願いしたいと存じます。阿部座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございます。阿部でございます。

それでは議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は議題1「法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」に対する対応状況等について」及び議題2「令和9年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について」の後に、それらの内容を踏まえまして、民間構成員の皆様から御意見を頂きたいと思っております。

それでは、議題1「法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」に対する対応状況等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○伊藤補佐官 それでは、法令外国語訳整備の現状と、各委員からの重点要望事項に対する対応状況等につきまして、法務省事務局の方から御説明いたします。

事前にお配りしました資料1の1ページ目と2ページ目を御覧ください。法令外国語訳の整備については、令和7年度においても引き続き政府の重要施策として位置付けられています。いわゆる「骨太の方針」ですとか、「インフラシステム海外展開戦略 2030」、「対日直接投資促進プログラム 2025」、「知的財産推進計画 2025」においても、法令外国語訳の加速ですとか推進といった記載がございますように、対日投資の呼び込みですとか、海外の方々に我が国に対する理解を深めていただくなどの観点から、重要な施策となっております。そのため、政府全体で引き続き法令外国語訳の整備を加速化していく必要があります。

続いて、3ページ目を御覧ください。昨年、令和7年1月に開催されました官民戦略会議で取りまとめた重点要望事項に沿って、法務省において、法令外国語訳の取組を実施してまいりましたので、その状況について御説明いたします。

まず、「①2026年度までに、新たに1,000本以上、少なくとも600本以上の英訳法令等の公開を目指すこと」について御説明いたします。

令和7年度に公開した英訳法令数ですが、令和7年12月現在で法令が108本、概要情報が26本で、合計134本公開しております。過去に遡りますと、これまでに、令和3年度には合計81本、令和4年度に合計127本、令和5年度には164本、令和6年度に合計210本の英訳法令等を公開しており、令和3年度から現在まで、合計716本の英訳法令等を公開しております。年々着実に公開数を増加させており、最低目標数である600本は既に達成済みという状況です。1,000本までは残り1年3か月であと284本と厳しい状況ですが、この1,000本の目標の達成に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと思っております。

なお、これまでの法令外国語訳の取組によって、e-Govに掲載されている全法令のうち、英訳が完了したのは約10%にとどまっているというような状況になっております。

次に、「②重点的に翻訳すべき分野に該当する法令について、原則として法令の公布又は改正から1年以内の英訳公開を目指すこと」について御説明いたします。

重点翻訳分野について迅速な英訳公開を目指して取り組んでおりますが、今年度、令和7年度に公開した法令のうち、公布、改正から1年以内に英訳を公開した法令は、令和7年12月時点で9本となっており、令和6年度ですと12本というところになりますので、迅速に公開することができた法令数を令和6年度と令和7年度で比較すると、おおむね横ばいで推移しているという状況になっております。

この迅速な英訳公開に向けた取組の概要につきましては、次のページを御覧ください。法務省では、迅速な英訳公開のため、令和6年度から法令翻訳システムを本格導入するとともに、英訳原案の代行作成等を行っております。法令翻訳システムが本格導入された令和6年4月から令和7年12月末までの間に公開した法令数は264本で、そのうち法令翻訳システムを利用した法令は71本、法務省による英訳原案の代行作成を利用した法令は39本でした。なお、法務省による代行作成は、他府省庁に代わって、一部の法令について法務省が代わって翻訳作業を行っているもので、全てこの法令翻訳システムを利用して実施しております。

法令翻訳システムの利用率ですが、現在約2割となっており、まだ高いとは言えない状況

になります。一方で、迅速性について、法令翻訳システムの使用の有無で比較しますと、システムを利用した場合には、公布、改正から英訳公開までの期間が平均約2か月短縮しており、本システムの利用によって、作業期間の短縮に一定の効果があったのではないかと考えております。このことから、今後法令翻訳システムの利用率のより一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

では、5ページ目を御覧ください。最後に、「③法令翻訳システム導入後の英訳法令の品質確保」について御説明いたします。高品質な英訳法令を迅速に公開するためには、法律の翻訳に関する専門的な知識を有する人による検査とチェック、これが欠かせません。そこで、そのための人的体制整備としまして、令和6年度からネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターを各1名増員し、現在ネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターをそれぞれ6名体制で翻訳の検査を行っております。

また、法令翻訳システムの精度の向上のため、法令翻訳システムを利用した府省庁から、訳語の精度ですとか誤訳等のフィードバックを受けておりまして、システム運用業者との間で会議を重ね、登録すべき用語ですとか学習データの検討、見直しを行っております。今後、更に翻訳精度を向上させて品質を確保するとともに、翻訳法令の公開までに要する期間を短縮するため、令和10年度に法令翻訳システムの更改を予定しております。

議題1については以上となります。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。

議題2についてですが、「令和9年度以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○矢川部付 それでは、法務省事務局から議題2の御説明をさせていただきます。

まず、法令外国語訳の取組の現状と、法務省で認識しております法令外国語訳を推進するに当たっての課題について、御説明させていただきます。

資料1の6ページ、法令外国語訳整備の現状を御覧ください。法令外国語訳の対象について簡単に整理させていただきます。一つ目は、e-Govに掲載されている法令のうち、英訳ができておらずJLTに掲載をできていないもの、つまり、英訳が完了していない法令です。二つ目は、JLT掲載後に行われた法改正部分の英訳が未了のもの、つまり、一度法令の英訳が完了したものの、その後の法改正部分の英訳に対応できていないものです。三つ目が、法令の概要情報です。

資料1の7ページを御覧ください。法務省が認識している法令外国語訳整備の現状について3点御説明させていただきます。1点目は、優先度の考え方について、2点目は、現行法令総数と比較した際の現状について、3点目は、翻訳品質と翻訳作業期間の短縮についてです。これから順に御説明いたします。

資料1の8ページを御覧ください。1点目の優先度の考え方についてです。

過去の会議におきまして、委員の皆様方から重点的に翻訳すべき分野のJLT未掲載法令(①)及び法改正対応(②)について、迅速に公開をしてほしい、法改正対応(②)については特に優先的に取り組んでほしいといった御趣旨の御指摘、御要望を複数いただいております。法務省としまして、これらは重要な御指摘であると考えておりまして、重点

的に翻訳すべき分野の法令に対するニーズ、取り分け当該分野の法令に関する法改正について、迅速な対応を行っていくべきではないかと考えておるところです。

翻訳の優先順位を図示しますと、左下の図のとおりです。重点的に翻訳すべき分野については、従前から右下の一覧のとおりと整理をしております。

これらの点の現状についてですが、重点翻訳分野に該当する法令は、基本的に翻訳整備計画に掲載するよう関係府省庁をお願いをさせていただいておりますが、翻訳整備計画に掲載している法令のうち、公布から1年以内に英訳を公開できたのが、令和6年度は208件中5件、うち法改正の対応として1件、令和7年度は12月末時点で234件中2件、うち法改正対応のものが1件と、低い水準にとどまっており、引き続き更なる期間短縮に向けた取組が必要だと考えております。

9ページを御覧ください。2点目、現行法令総数と比較した際の現状についてです。

過去の会議におきまして、委員の皆様方から、「翻訳を行うに当たっては、数を絞ってでもタイムリーに翻訳をしてほしい。」というお声を頂いている一方で、「国際取引の規模は増大するのみならず、確実に多様化しているため、今後も様々な法令の翻訳を望む声により一層高まることが予想される。」、「全ての法律の翻訳を定期的に、そして継続的に更新してほしい。」、「全ての日本法令を自動的に翻訳し、更新し続けるAI翻訳プラットフォームの作成を検討すべきである。」、こういった御趣旨の御指摘、御要望を頂いております。重点的に翻訳すべき分野の法令に限らず、幅広い法令の英訳を求める声もございます。

法務省におきまして、翻訳済みの法令数の調査を行いましたところ、スライド左下の図にありますとおり、現状では、e-Govに掲載されている法令数8,950本のうち、英訳済みの法令は約1,030本で、全体の約11%程度というところにとどまっております。e-Govに掲載されている全法令を翻訳していくためには、年間の翻訳数を飛躍的に増加させていくことが必要な状況だと考えております。

10ページを御覧ください。3点目、翻訳品質と翻訳作業期間の短縮についてです。

これまでの会議におきまして、「法令をスピーディーかつタイムリーに公開することが重要である。」、「利用者アンケートによると、AI翻訳については、翻訳の品質面や機能面に改善の余地がある。技術的な改良を重ね改善していくことを期待している。」、「法令翻訳原案の作成期間が短縮されることで法令翻訳数が増える一方、翻訳の品質が低下すると誤訳による弊害も懸念される。スピードと正確さのバランスが取れた形で品質検査体制を整備していただきたい。」、こういった御趣旨の御指摘、御要望を頂いております。翻訳品質、正確性を確保しつつも、翻訳にかかる作業期間を短縮し、迅速に公開すべきであるというお声を頂いているものと理解をしております。

11ページを御覧ください。いただきましたお声を踏まえすと、スライド右側に記載しておりますとおり、適切な品質検査を行う体制を維持しつつ、AI翻訳システムの改善や、品質検査体制の強化を含む翻訳プロセスの改善が必要になるのではないかと考えております。

スライド左側は、現在の翻訳の作業プロセスを表したものです。法令翻訳システムは、英訳原案の作成に使用されております。法令翻訳システムの改善に関しましては、翻訳スピードを評価するアンケート結果がある一方で、翻訳の揺れや明らかに誤りと思われる訳文

が作成されることで、修正に時間が掛かる、こういった御指摘も利用者の方々からございました。そのため、翻訳システムを改善することで、翻訳品質の確保と翻訳作業にかかる期間の短縮につながるのではないかと考えております。

法務省の品質検査の体制の強化につきましては、議題1でも御説明しましたとおり、現在はネイティブアドバイザー、法令翻訳コーディネーター、合計12人で確認作業を行っておりますが、現状の体制で確認できるのは、1年に200本程度となっております。このような確認体制をより強化することによって、より正確かつスピーディーに点検処理をすることができるのではないかと考えております。

最後に、12ページを御覧ください。これまで御説明させていただきました現状を踏まえまして、法令外国語訳の今後の取組方針として、例えば、令和8年度につきましては、令和6年度にいただいた重点要望事項①令和8年度までに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと、②重点翻訳分野の法令について、原則1年以内の英訳公開を目指すこと、③AI翻訳システム導入後の英訳法令の品質を確保すること、これら3点の取組を引き続き推し進めるといったことが考えられるところでございます。

さらに、令和9年度以降につきましては、重要法令の公開をより迅速化し、中でも法改正対応を優先的に行う、令和4年度に策定した数値目標を見直し、新たに一定期間のうちに1,000本を超える法令等を英訳する、長期的な目標として、e-Govに掲載されている全ての法令の英訳を目指す、高品質な翻訳法令の数を増やすため、翻訳システムや確認体制等の翻訳プロセスを改善するための検討を行うなどの取組方針が考えられるところでございます。

これらの取組方針に関しまして、構成員の皆様から後ほど御意見を賜りたいと考えております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○阿部座長 ありがとうございました。

それでは、議題1及び議題2について事務局から説明を頂きましたけれども、これらの内容を踏まえまして、民間構成員の方々から、お一人様最大3分程度で御意見を頂きたいと思っております。

まずは、大内委員、お願いいたします。

○大内委員 大内でございます。御指名ありがとうございます。また、御説明ありがとうございます。毎年、皆様の地道な御尽力によって、確実に翻訳法令数が増えてきているということについて、誠に有り難く思っております。

多分前回も同じことを申し上げたと思うのですが、法改正、公布より1年以内の翻訳をすべき重点的な法令の中で、更に特急のスピード感が必要なものというのが、ある程度絞られるように私は思っております。そういったものにつきましては、原案を作成される、議員の方であるケースもあろうと思っておりますけれども、主務官庁の方に、できれば国会審議のときに同時に英訳を作成いただいて、公布と同時に英訳もアップしていただくということを目指していただけないかなというふうに思っております。数は限られてもいいと思っておりますので、これは私の意見でございます。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございました。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村です、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、法務省の方々にお礼を申し上げたいと思います。私どもにとっても、この翻訳というのは大変有用なものとなっておりますので、大変な作業を進めていただき、大変感謝しております。

最初に全体的な要望からですけれども、今後も引き続き法令の英訳を推進することを強く要望いたします。私どもの学会には、相当数の企業の法務担当者が所属しておりまして、そうした実務家の会員の皆様からしばしば、契約交渉の中で、この英訳法令のサイトを利用して交渉相手の方に説明をしているという話を伺いますので、かなり効果があるものと思っております。

日本の企業にとって、契約の準拠法を日本法にすることができれば、契約交渉をリードしたり、あるいはスムーズに進めることができます。有利に運ぶことができますので、そのためには、契約の相手方に日本法の内容を理解してもらうということが必要となってまいりますので、JLTが非常に不可欠であると考えていますので、どうぞ今後とも強力に進めていただけたらと思います。

次に、これまでの2024年度の目標に関してになりますけれども、2026年度においても、2024年度の目標であった、2021年度から2026年度までに1,000本の英訳の公開を目標とするという、この目標ですけれども、これに向かって引き続き取り組んでいていただきたいと思っています。そして、是非実現してほしいと思っています。

次に、2027年度以降の整備についてでありますけれども、2027年度以降については、より戦略的に目標を立てて整備していただきたく、次の3点について特に要望したいと思っています。

まず、重要法令のより迅速な公開を求めます。これを、先ほどおっしゃっていただきました。具体的には、重要な法令については、法令の公布又は改正から1年以内の英訳の公開を目指して作業を進めていただきたいと考えております。法改正があった場合は、与える影響が少ない場合もありますので、特に迅速に修正を行っていただけたらと思います。

次に、引き続き公開の法令数を増やしていただきたいと思っています。経済のグローバル化に伴って、国際取引の規模が著しく拡大しまして、また、その内容も多様化、複雑化しておりますので、その結果、様々な法令の翻訳の需要が高まっておりますので、是非この点、数も増やすということも引き続き維持していただきたいと思っています。

さらに、法務省の説明では、公開済みの英訳の法令は、e-Govに掲載されている法令数のまだ約11%にすぎないということですので、この数は少し低いかと考えております。この数字を更に向上させるためには、より計画的に取り組むことが必要であるとと考えております。そこで、最終的にはe-Govに掲載されている全法令の英訳を目指していくわけですけれども、取りあえず2027年度から10年後の2036年度までの間には、少なくとも25%程度の法令の英訳化を目指して、特に重要分野の方から翻訳を進めていただけたらなと思っています。

以上が2027年度以降の整備についてでありますけれども、最後にサイトに関しての要望になりますけれども、やはり利用されて初めて効果があるということになりますので、今後は、サイトの操作性、利便性の向上についても検討して、向上を更に一層目指していっ

てほしいと思っています。以前に比べると少しずつ、私も時々利用させていただいているのですが、向上しているようには感じるのですが、今後ますます翻訳された法律が増えてくるとか、あるいは外国からの利用の増加が考えられますので、こういった形で利用されるかといったようなことも、いろんなことから、多方面から意見を伺いながら、こういった形でサイトを作っていくのがいいか、より実用的、より機能的なサイトを目指して、向上を図っていただきたいと思います。

以上になります。

○阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、セドラック委員、お願いいたします。

○セドラック委員 おはようございます。在日米国商工会議所、ACCJを代表し、法務省による法令英訳推進の取組に対し、心より感謝いたします。本日はこうした取組に関連して、幾つか意見をお伝えします。

法令改正の際には、英訳版についても改正内容が適切に反映され、常に最新の状態が維持されることを期待しています。また、法令の範囲を超える内容である可能性は承知していますが、主要な分野における公式のガイドラインやQ&Aについても、英訳が進むことを期待しています。

例えば、個人情報保護法に関するものなどは、実務上の運用や解釈を理解し、コンプライアンスを確保する上で大変重要な資料です。さらに、正式な英訳が未整備の法令であっても、外国企業にとって特に重要な分野については、日本語条文をコピーしやすいワード形式などで、ウェブ掲載していただくと有益だと考えています。これにより、機械翻訳を活用した迅速な内容把握が可能になります。

併せて、既存の英訳の取組を踏まえつつ、主要分野における重要な規則について、今後の英訳の拡充を期待しております。また、ウェブサイト上の英訳法令の閲覧性についても、連続表示やジャンプ機能などにより、スムーズに確認できるような構成となることを期待しています。

最後に、法令や規則、ガイドラインの英訳版は、ACCJ会員企業の海外本社や社内外の法務担当者にとって、日本での事業活動を円滑に進める上で、極めて重要であることを申し添えます。

本日は、ACCJの意見を述べる機会を頂き、ありがとうございました。

以上です。ありがとうございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 日本商工会議所の特別顧問の大島でございます。私からは、経済界の立場から2点申し上げます。

まず1点目は、重点的に翻訳すべき分野の対応についてです。商工会議所は、中小企業の身近な相談窓口の機能を担うとともに、サプライチェーン全体での共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の拡大と実効性確保を官民で進めるなど、取引適正化の推進に取り組んでおります。また、今月1日からは、改正下請法の中小受託取引適正化法、通称取適法が施行されるなど、政府においても取引適正化に向けた各種法令の整備を行っていただいております。こうした取引適正化の意識を外国企業にも高めていただくために、関係法

令についてはスピーディーな英訳をお願いいたします。

併せて、英訳法令が公開されるまでの間については、J L T上で改正前の法律が現行法であると誤って認識されないよう、表示の工夫などをお願いいたします。

2点目は、法令翻訳システムの利用率向上についてです。法令翻訳について、各省庁が別々に外注をしている状況は、政府全体の予算効率化の観点からは改善すべきだと考えます。各省庁に対して、法令翻訳システムの利用を呼び掛けるとともに、システムの翻訳精度を高め、利用率向上に努めていただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。

続きまして、淵上委員、お願いいたします。

○淵上委員 おはようございます。ただいま御紹介をいただきました、日本弁護士連合会会長の淵上玲子でございます。本日は貴重な発言の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。さて、日本法令外国語訳の現状と今後の取組方針について、意見を申し上げさせていただきます。

現在、様々な翻訳アプリやA I 翻訳ツールを活用することによって、個人でも多言語の翻訳が容易になりつつありますが、法令についてはやはり、当該国の政府から提供された翻訳の方が信頼度が高いということは言うまでもないと思います。日本企業や国民が正確な法令情報へアクセスできる環境を整え、また国際社会へ日本の法令を示し、日本に対する国際理解を得ていくため、日本法令外国語訳整備プロジェクトは大変重要な取組と考えております。

今、御説明を頂きました2027年度から2031年度までに、新たに1,200本以上の英訳法令等の公開を目指すこと、並びにe-Govに掲載されている全ての法令の英訳を目指すことについて、当連合会としてはおおむね賛成しております。ただし、達成に向けた計画案につきましても、2027年度から2036年までの10年間で25%以上の翻訳を目指すという御説明もありましたが、やや少ないように感じられ、数値目標として示すことは難しいのかもしれませんが、現在及び今後のA Iに関する様々な技術進歩を見込めば、もう少しスピード感を持って、更に高めの目標を設定することも可能なのではないかと感じております。

また、A Iを活用した法令翻訳システムの活用が始められているところでございますが、翻訳の質の問題などもあり、人による最終的な確認が必要となっている点は、すぐには変わらない部分ではないかと思っております。現状の体制では、ネイティブ、専門家、コーディネーターが確認し、1年に約200本程度の処理能力があるということですが、この処理能力を増やすためには、更に作業人員を増やす必要があるかと考えております。

当連合会からは、法令用語日英標準対訳辞書の改訂作業や、各省庁から提出される翻訳法令の品質検証作業を主な業務として行うために、12名の外国法事務弁護士及び弁護士を推薦しております。推薦に当たり会員へ公募しておりますが、本プロジェクトやその重要性についても徐々に認知されているところであり、非常に優秀な人材から枠を上回る応募を頂くこともあります。是非人的体制の拡充と、そのための予算確保を引き続きお願いしたいと思います。

以上でございます。お時間を頂きまして、誠にありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。皆様どうも、貴重なアドバイスをいただきありがとう

ございました。

本日でございますが、御欠席の欧州ビジネス協会様及び日米法学会様からは、資料2及び資料3のとおり、それぞれ御意見を頂いております。

それでは、オブザーバーとして会議に参加していただいている、日本法令外国語訳推進会議座長の田澤先生から御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○田澤オブザーバー 田澤でございます。それでは、私は、翻訳法令の専門検査を実施している立場から、御意見を申し上げたいと思います。

まず、2026年度は、引き続き1,000本の英訳法令等を公開する取組を進めていただきたいと思っております。また、迅速な英訳の公開についても大変重要な取組であると認識しておるわけでありますが、やはり対日投資をする外国側の信頼の確保、また、今後多言語への翻訳利用を可能とする上でも、正確な英訳を提供することは必須であり、そのため、翻訳の品質を確保することも非常に重要であると考え次第であります。迅速性と、質の確保というのは、現在の体制から見ますとトレードオフの関係にあるわけではございますが、そのよきところを取って両方を押し進めていただきたいと思っております。

実際に法令翻訳システムで作成されたAIによる英訳原案を見ますと、人による検査を省略できる状況にはないように思われます。それは、AI翻訳は普通の英語についてはかなり進化いたしました。例えば、米国や英国の法令といえましても、やはり一般の英語とは違うような形で書かれておるわけであり、日本法令の正確な翻訳という観点からは、AI翻訳、AIのそのシステム自体の向上がまだまだ改善の余地があるわけであり、人による検査は省略できないというふうに思っております。

そこで、法務省におかれましては、高い品質を確保したまま英訳法令の数を飛躍的に増大させるため、法令翻訳システムの在り方や英訳原案の確認体制など、法令翻訳のプロセスについて、更なる改善策を検討していただきたいと思います。

システム、プロセスというのは、ハード面、制度面ではございますが、それを動かすのは人でございます。現在、令和6年に1名増強され、アドバイザー、コーディネーターの専門家が12名体制ということになります。しかしながら、今後更なる確認体制の強化、迅速化、翻訳法令数の増大のためには、これらアドバイザー、コーディネーター及び事務局の人員体制の強化も強く望まれるところであります。

以上、私からは要するに2点、2026年度は重点要望事項を引き続き押し進めることと、それにつきまして、法務省においては、法令翻訳システムの在り方や英訳原案の確認体制など、更に翻訳のプロセスについて改善策を検討し、押し進めていきたいと思いますということになります。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、これまでの皆様の御意見を踏まえまして、令和8年度やそれ以降の法令外国語訳整備プロジェクトの推進について、皆様と意見交換をしていきたいと思っております。どなたからでも結構でございますので、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

堀様、お願いいたします。

○堀内閣参事官 発言の機会を頂きましてありがとうございます。本日参加に当たりまして、西山内閣審議官とも相談をしていたところですが、法令翻訳のスピーディーな翻訳

と公開数の増加を実現するためには、A I の翻訳プラットフォームの改善が欠かせないのではないかという意見を持っております。

A I の翻訳におきましては、品質の確保の問題などがあると思いますが、近年のA I の発展というのは非常に著しいものがあり翻訳技術の改善があるのではないかと考えます。特にA I は、法令などの規則性が高い文書の翻訳は、アルゴリズムをきちんと整備すれば非常に得意な分野であるかと思っておりますので、今後の体制としましては、A I の翻訳に当たってのアルゴリズムをきちんと整備できるような方を手当てしていくというような方向性も、検討の方向性としてはあるのではないかという意見を述べさせていただきます。

以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。私が理解する範囲で申し上げますと、A I の活用は今後ますます推進していく必要があつて、そういったところを中心に、翻訳数の増加を図っていくところが皆様の御意見でもあり、法務省様の見解でもあると思うのですけれども、恐らく学習数、サンプルの投入がまだ不十分であるというところで、今まで人手を介して行ってきた法令翻訳を機械に学習し、更に数多くのサンプルを投入することで、翻訳数というのは飛躍的に向上できるのかなというふうに思います。

法令用語あるいは法令表現が、通常の言語システムと、恐らく特徴的というか、非常に難しいところがあることがネックになっているのかなというふうに思います。そういったところから、現段階では、機械翻訳を使った場合に表現の揺れが出てきてしまう。その揺れの部分は、利用者の方々からすると、何か意味の違いがあるのだろうかということで誤解を生じてしまうので、そういった揺れをなくしていくための作業、その作業に基づいたA I の更なる学習ですとか、情報のインプット、そういったところに注力されていると思っておりますけれども、この点、特に事務局の方から補足等ございますでしょうか。

○神渡司法法制課長 法務省の司法法制課長の神渡でございます。現在の法令外国語訳に用いているA I というのは、生成A I ではなくて、いわゆる教師あり学習の形でやっているところがございます。座長の方からもありましたとおり、多分今後いろいろと翻訳数が伸びていくことによって、また学習することが増えていくということにはなっていないかと思っております。

生成A I の場合ですと、やはり主語がないところに主語を足したりとかという形で、更に誤った訳につながりやすいというところで、ニューラルのディープラーニングでやっているところがございます。

この点についても、省内でA I の専門家等からまた御意見を聞いたりだとか、次世代に向けてこちらの方でも検討していかなければいけないという問題意識を持ちまして、今現在取り組んでいるという状況でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

田澤座長の方から、この点何か補足するような事項はございますでしょうか。

○田澤オブザーバー 田澤でございます。今、御指摘あつたとおり、まずはサンプル数といいますが、投入するものの数の問題がありまして、その質の向上にはまだまだそれを投入していかないといけないということと、あと、品質チェックにおきまして、正に今御指摘ありましたように、日本語では主語が省略されたり、目的語をわざと書かなかつたりするわけですが、A I は分かりやすく翻訳するといいますが、意味の通るようにするために足し

たりする、又は繰り返し出てくる言葉を、意味が通じるので省略したりすると、やはりそのような問題は残っておるわけでございます。

ただ、これも、今後のサンプル数の投入の増加と学習の進化によって、徐々に改善されていくとは期待されるころではありますが、現在はまだまだそこまで省略できる段階にはなっていないなと感じておるところでございまして、今御発言があったことには、私も同様の感想を抱いております。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。堀様からいただいたAIのプラットフォームの改善、それから性能の向上、アルゴリズムの整備等を通じて、一層緻密なシステムを作り上げていくという方向性自体は、全く重要であるというふうに認識しておりまして、これからも取り組んでいきたいと思っております。

遅れているというか、改善がなかなか進まない状況というのは、今、皆様が発言された内容によると思えますけれども、法令用語の特殊性というか、やはり、飽くまでもその法令の解釈ではなく、法令の正確で統一的な翻訳というところに努めていく必要があると思っておりますので、その点に注意しながら、今後より一層プラットフォームの改善、改革というものを図っていききたいというふうに考えております。

堀様いかがでしょうか。

○堀内閣参事官 現状よく理解いたしました、ありがとうございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

その他の会員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、彦田様、よろしく願いいたします。

○彦田室長 ありがとうございます。本日、委員の先生方、いろいろな御意見ありがとうございます。それから、法務省の事務方において、詳細な説明もありがとうございます。対日直接投資推進室の観点からコメント、意見ではないのですが、この取組の重要性、文脈について、昨今の状況をお話したいと思っております。

まず、現在日本経済を成長型経済に移行させることを確実にするというのが政府の取組の課題、大きなテーマでございます。その中で、海外の活力を取り込んでいくということはもちろん不可欠でございまして、対日直接投資に関する政府目標というものを昨年改定されまして、2030年に残高120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円に伸ばすということに定めております。政府サイドは、成長戦略投資・危機管理投資を通じて供給構造を強化して、その結果、世界の投資家が信頼をする経済を実現し、世界の資本が流れ込む好循環を生み出すことを政策として掲げてございます。今日、特にまた世界貿易の流れや世界のビジネス環境が大きく変化していく中で、投資環境・投資メリットの情報の正確さ、そして、何よりもアクセスのファシリティーというのがますます重要になっていると認識しております。

海外企業が日本進出を検討するに際して、関連法令始め事業環境の情報へ外国語でアクセスできるということは、最優先の要請の一つでございまして、対日投資関連の業務でも、海外企業や在日外国商工会始め、ステークホルダーから日々指摘を受けているところがございます。意見書にアンケートといった提案もございまして、海外企業や投資家のニーズ、関心の高い分野、それから我が国の誘致重点分野などを優先に、外国語翻訳の取

組を一層推進、加速することを要求したいと考えております。

2026年度、また2027年度以降の取組につきまして、対日直接投資促進プログラム2025が昨年6月に決定いたしましたけれども、その今後の改定や対日投資関係の関係府省庁会議等ございますので、それを通じて法務省とよく連携し、法令の各所管府省庁との取組も仰ぎつつ進めてまいりたいと思います。

本日は委員の皆様、それから法務省の引き続きの御尽力と取組の迅速かつ着実な実行をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。今後とも、利用者のニーズ、それから関心、そういったものを幅広く捉えながら、改善を図っていきたいと思います。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。私の方は、どちらかというと質問ですけれども、先ほど現況の説明をしていただいたときに、利用率が2割というような報告があったと思いますけれども、この2割というのは、どういったものですかね。翻訳数で、閲覧されたものが2割程度閲覧されているという意味ですか。ちょっとよくその内容が分からなかったものですから、質問させていただきました。

○阿部座長 ありがとうございます。この点、事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○伊藤補佐官 御説明いたします。こちらの利用率2割というのは、法令翻訳システムを利用して翻訳したものが2割という意味で、公開した全体の数から比較しますと、2割が法令翻訳システムを利用して翻訳したものになります。

○中村委員 大変失礼いたしました。聞き違いをしておりました。ありがとうございます。

○阿部座長 よろしいでしょうか。各省庁が個別に翻訳原案を作られている中で、法務省の法令翻訳システムの利用率が、今2割に達しているということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、内閣府の清水様、お願いいたします。

○清水参事官 内閣府知的財産戦略推進事務局の清水でございます。御発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。政府全体で知的財産政策を推進する立場ということで、コメントさせていただきたいと思います。

まず、日本法令の外国語訳につきましては、当局が事務局となっております知的財産戦略本部で策定しております知的財産推進計画に毎年掲載させていただいております。事務局からも御紹介いただきましたけれども、昨年6月に策定いたしました知的財産推進計画2025では、知財紛争解決に向けたインフラ整備という文脈で、AI技術を活用した法令翻訳システムの積極的活用、及びこれを踏まえたより迅速で効率的な業務スキームを円滑に運用するという点について、言及させていただいております。

知的財産制度というのは、古くから国際化が大変進んでいる分野でございます。まして、当局といたしましても、知的財産関係の法令が外国語に翻訳されて海外発信されることによりまして、日本の知的財産に関する取組が国際的に周知をされ、信頼性、透明性が高まるということとともに、海外国からの投資の促進、日本の国際競争力の強化というものにも資すると考えてございます。

先ほど事務局から、今後翻訳システムや確認体制の向上といった翻訳プロセスの改善や翻訳の質を確保しつつ、作業効率を向上させる取組を実施予定という御説明を頂きましたけれども、これらの取組というのは、知的財産関連の法令の海外発信の推進に大きく貢献すると考えてございますので、是非着実に進めていただきたいと思いますと思っております。

また、引き続き目標件数の達成に向けて、英訳法令の公開を進めるということ、知的財産法令を始めとした重点的に翻訳すべき分野につきましては、より積極的な翻訳の実施、海外発信を図っていただければ大変有り難いと考えてございます。当局としても、引き続きこのような取組を支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。知財分野につきましては、引き続き重点分野としての認識がございまして、積極的に、あるいは迅速に翻訳作業を続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、日本商工会議所の大島様、お願いいたします。

○大島委員 ありがとうございます。私からは、ちょっと先ほど中村さんの御質問に関係しているところなんです、法令翻訳システムの利用率が約2割ということは、8割がまだ外注で翻訳をされているということですが、昨年度からネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターを1名増員されているということですが、現状、各省庁から法務省への翻訳の依頼があった場合、まだキャパシティー的には余裕があるのかどうかということが1点。

そして、もう1点が、法令翻訳システムの利用率向上を目指すのに、各省庁に対して今後どのような働き掛けをしていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございます。この点、事務局の方から説明をお願いいたします。

○伊藤補佐官 では、事務局の方から御回答いたします。

まず、ネイティブアドバイザーやコーディネーターにキャパシティー的に余裕があるのかどうかという点は、法務省において代行作成を行っているため、現状も十分な余裕や余力があるというわけではないのですが、代行作成の本数を増やしていく必要があることから、代行作成をするに当たっては、法令翻訳システムを利用して作業負荷を減らしたり、体制の整備といったところも、今後検討していきたいと思っております。

あと、各省への働き掛けの部分になりますけれども、やはりこちらの方につきましても、継続して法令翻訳システムの利用の周知を進めていきたいというふうに思っております。また、代行作成を行っているというところもございまして、こちらの周知も踏まえて、各府省庁に対して引き続き働き掛けを行って、法令翻訳の推進を進めていきたいというふうに思っております。

○阿部座長 ありがとうございます。

○大島委員 ありがとうございます。

○阿部座長 神渡課長、お願いいたします。

○神渡司法法制課長 法務省の司法法制課長の神渡でございます。A I 翻訳システムの利用率が2割というふうになっているところの原因的な部分として、他省庁の方で、既にもう外注のための予算を確保して、その関係でA I システムを利用していない等のお声もいただ

いているところです。

今後やはり、今現状数が伸びないとか、そういったところのボトルネックになっているところが何なのかというところについて、しっかり分析をしていかなければいけないだろうというふうに考えております。やはりAI翻訳システム自体、まだ精度の問題はありますけれども、一番プロセスで時間掛かっているのは、法務省への提出のところでございますので、こうしたところについて、現状のAIシステムが利用されない点につきまして、その周知をするとともに、その問題点も併せて分析しながら進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

その他、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

大変貴重な御意見をありがとうございました。

JETROの中島様、お願いいたします。

○中島様 JETRO、中島でございます。我々行政機関として、対日投資を内閣府さん、経産省さん、外務省さん始め、各省庁と連携をしながら進めているところでございます。その中で、現場の目線からコメントさせていただきたいと思っております。

まず、このような外国語翻訳が、非常に外国企業にとっては、日本が対日投資をウェルカムしているというメッセージにもつながり、実務上も、あるいはそういうメッセージとしても、大変有意義な活動であるということでございますので、引き続きこれを進めていただきたいと思っております。我々としては、支援する外国企業に、こういうJLTのような仕組みがあるということをしっかり伝えて、活用してもらうということを現場レベルではしていきたいと思っております。

ちなみに、我々の2024年度の在日の外国企業に対する調査で、総じて外国企業、日本でのビジネス好調でありまして、約5割、49%が売上げ増を経験していて、減少したというのは24%にとどまっています。引き続き、54%の企業がビジネスを拡大させると言っていて、縮小するという企業は3%に満たないということでございますので、引き続き、外国企業にとっては日本でビジネスを継続していく、拡大していくという時代でございます。

さらに、我々の質問の中で、ビジネス環境が改善したところを挙げてもらっておりますが、行政手続の簡素化とかデジタル化、これ、改善したという声が30%に上っております。悪化したというのは7%しかありませんので、かなり改善が進んでいるというふうに感じているということだと思います。それと、外国語でのコミュニケーションも、改善が26%ありまして、悪化は5%しかありませんので、この辺もかなり日本の中で、皆様の努力もあって、こうした点がよくなっているということだと思います。

引き続き、課題としては、人材確保が一番大きいんですけども、行政手続の簡素化、デジタル化については、14%の声を引き続き改善をお願いしたいということですし、外国語コミュニケーションについては13%の声が上がっていて、かなりよくなってきたとはいえ、引き続き非常に期待する声が多いということでございます。

繰り返しになりますが、このような日本政府の取組をしっかり外国企業に伝えてまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○阿部座長 ありがとうございます。せっかく時間をかけて構築してまいりましたJLTで

ございますから、今御発言いただきましたように、より多くの企業様、個人の方々も含めまして、活用していきたいと思えます。法務省におかれましても、宣伝活動、アピール等継続してまいりましたけれども、JETRO様におかれましても、是非そちらの方の広報活動、アピールをよろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様大変貴重な御意見をありがとうございました。今、御欠席の委員からいただきました意見書も含めまして、本日皆様からいただいた意見につきましては、いずれもおおむね方向性は共通しており、その内容は、令和8年度につきましては、今年度に引き続き、同じ目標の下で法令外国語訳を推進していただくことということになると思われまます。そして、令和9年度以降につきましては、こちらは、資料1の12ページにも記載がございますが、1点目、各省庁から法務省への提出のスピードアップを含めた重要法令の公開の迅速化、2点目、令和4年度に策定した数値目標の見直し、3点目、e-Govに掲載されている全ての法令の英訳を目指して作業を進めていくこと、さらに、4点目でございますけれども、高品質な翻訳法令の数を増やすため、翻訳システムのシステム自体、そして確認体制等の翻訳プロセスの改善、こういったことの4点にまとめられると思えます。

本会議でございますが、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議及びその構成員である関係省庁に対して、必要な資料の提出及び説明を求め、又は意見を述べるができることとされております。本日皆様からいただきました意見につきましては、できる限り具体的な内容、そして目標として書面にした上で、事務局を通じて、3月下旬開催予定の関係省庁連絡会議に報告していただくのが適切ではないかというふうに考えておりますが、この点、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そういった方向で進めることといたしまして、関係省庁連絡会議に報告する内容につきましては、先に述べました4点とすることとして、その詳細については、皆様から座長に一任としていただければというふうに考えております。この点、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に独立行政法人日本貿易振興会機構や政府側の構成員の方々から、もし御発言や御意見ございましたらお伺ひしたいと思いますのですが、一部既に伺った意見もございますので、更にこの場で御意見を述べていただける方がいらっしゃいましたら、お願ひいたします。よろしいですかね。

それでは、大変ありがとうございました。最後に、法務省の神渡司法法制課長から一言いただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○**神渡司法法制課長** 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長の神渡でございます。本来部長の内野から御挨拶申し上げるところでございますが、本日は所用により欠席のため、終了に当たりまして、内野に代わり一言御挨拶申し上げます。

まずもって、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中本会議に御出席いただき、活発な御議論を頂きましたことに心から感謝申し上げます。内外のグローバル化、ボーダーレス化が進む昨今の社会経済情勢におきまして、我が国が国際社会と共存しつつ、更なる成長を続けていく上では、我が国が法の支配が行き届いた社会であること発信するとともに、日本の法制度の国際的な信頼性、透明性を一層高めるべく、日本法令の国際発信の取組を

更に力強く推進していくことが、今後ますます重要になっていくものと考えております。

本日いただきました皆様からの貴重な御意見につきましては、今後開催予定の関係省庁連絡会議において御報告させていただきますとともに、A I 翻訳の積極的な利活用など、法令外国語訳の正確かつ迅速な公開を実現するための、更なる方策を検討する上での参考にさせていただきたいと考えております。法務省といたしましても、法令外国語訳整備のプロジェクトの更なる推進を図っていく所存でございます。

最後になりますが、本会議の開催に当たりまして、阿部座長を始め、各構成員の皆様方から頂戴いたしました御協力に、改めて感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。

○阿部座長 それでは、特にございませんようでありましたら、本日はこれをもって閉会いたします。

皆様、大変お忙しい中を、本日はどうもありがとうございました。

以上